

令和4年度第10回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年1月10日（火）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎3階 富有まんてんホール					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時48分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩 指 久	出席			
	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	12番	牛田 弘則		13番	秦野 勝仁	
	出席吏員 事務局長 藤原 宰 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課主幹 前田 智恵子					
傍聴人	0人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明書の交付について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
第5号	農用地利用配分計画の意見照会について
第6号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
協議事項	(1) 南部町農業委員会の能率給の支給に関する規則の一部改正に対する意見聴取について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 使用貸借の合意解約について (3) 令和4年南部町農地賃借料等情報について
その他	令和5年度第11回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和4年度第10回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席委員はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により、本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	= 省略 =
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、12番 牛田弘則委員、13番 秦野 勝仁委員、書記は田邊職員をお願いします。
議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。議案第1号『農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第1号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第4条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【 議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m ² 合計：田 1筆 m ² 用途：宅地 転用目的及び施設の概要：車庫 申請人： この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。
	議長	議案第1号につきまして提案者より説明がございました。現地調査報告を田邊委員よりお願いします。
	田邊委員	本日、午前9時より恩田会長、市川職務代理、糸田委員、井上委員、板委員、私、藤原局長、潮局長補佐で現地調査を行いました。 場所は、 集落内の を50メートルほど に戻った所になります。ここは、平成25年7月15日の豪雨災害で水が県道まで上がった経緯があり、河川の移動がございました。その関係で、現在ある さんの車庫が移転にかかるという事で、そこの、ちょうど真向かいにある さんの農地に、そのまま移転されるというものです。 3ページの土地利用計画図を見て頂きますと、道路とあるのが県道で、道路から5メートルほど奥に車庫を移転されます。 4ページに排水計画図が付いています。道路側に側溝があり、グレーチングをされます。6ページに断面図が付いていますが、6.8度の傾斜を付けて側溝に流れるようにされます。以上でございます。
	議長	質疑に入ります。
	亀尾委員	公共事業で、道路の拡張と言う事ですが、図面上どこら辺までが拡張されるのですか。

	局長補佐	10月に開催しました農業振興地域整備計画変更協議会では詳しい資料を付けておりましたが、今回は省略させていただきました。現地調査資料の2ページの公図で説明させていただきます。申請地は さんご自身の土地でございます。その向かい側に立ち退きになる倉庫があります。道路を隔てて向かい側の所までが立ち退きと言う事で道路が拡張されるようになっていきます。農振協議会の資料には詳しいものが載っておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上でございます。
	亀尾委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、議案第1号『農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【議案第2号朗読及び説明（議案書3頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 地籍： m ² 合計：田1筆 m ² 契約種別：使用貸借 用途：宅地 転用目的及び施設の概要：一般住宅、駐車場 貸人： 借人： この申請地は住宅等が連たんする区域に近接する区域内であり、その区域が10ha未満であるため、農地区分は第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。 から への使用貸借です。
	局長補佐	番号2 土地の表示： 登記：田 現況：畑 地籍： m ² 合計：田1筆 m ² 契約種別：所有権移転 売買 用途：雑種地 転用目的及び施設の概要：駐車場 譲渡人： 譲受人： この申請地は から半径300m以内にある農地であるため、農地区分は第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。 売買価格は、10アールあたり 円で、全体で 円と聞いております。
	議長	議案第2号につきまして提案者より説明がございました。現地調査報告を田邊委員お願いします。
	田邊委員	先ほどと同じメンバーで現地調査を行いました。 番号1でございますが、現地調査資料の8ページから14ページをご覧ください。

		<p>ださい。 を に向かい、左側に川を渡ると、左側には 、右側に行くと さんの家があります。 人ご家族で、非常に手狭になった為、隣の畑に家を建てて、 さんご家族がお住まいになられる計画です。10 ページに土地利用計画図、11 ページに排水計画図が付いています。</p> <p>番号2でございますが、15 ページから25 ページになります。場所は、 と の間になります。申請人の さんは、 さんの事です。車が増えたので駐車場を造りたいと言う事です。17 ページに土地利用計画図が付いています。狭い農地で、車が4台くらい停められるようにされます。砂利ではなくてアスファルト舗装されるそうです。以上です。</p>
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
	庄倉委員	2番の案件は さんと言う事ですが、申請者の名前が さんではないようですが、どのような関係の方ですか。
	局長補佐	さんの息子さんです。 さんが になられて、この方が現在の さんです。
	議長	補足しますと、昨年の夏ごろに が になられて、 さんが になりました。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第3号 非農地証明書の交付について	議長	議案第3号『非農地証明書の交付について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第3号朗読及び説明（議案書4頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：田 現況：宅地 地籍： m² 申請人： 現存する建物は、最も古いものが 年建築であり、その後、 年に主たる家屋の建替えが行われています。このことから 年には当該地に居住目的で家屋を建築されていた実績が推察され、法律の不遡及の原則から農地法、農業振興地域の整備に関する法律の規定の適用範囲外であると判断されます。</p>
	議長	議案第3号について質疑を受けます。議案第3号につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第3号『非農地証明書の交付について』は、議決、承認されました。
議案第4号 農用地利用集積計画案の決定につ	議長	議案第4号『農用地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。

いて	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読(議案書 7～13 頁)】</p> <p>整理番号 1 番～3 番 設定を受ける者： 3 名 設定をする者： 3 名 設定をする土地： 6 筆 計 10,285 m²</p> <p>農地中間管理権を取得する場合 整理番号 488 番～494 番 設定を受ける者： 1 名 設定をする者： 7 名 設定をする土地： 8 筆 計 7077.31 m²</p> <p>所有権移を移転する場合 整理番号 1 番 所有権の移転を受ける者： 1 名 所有権の移転をする者： 1 名 所有権の移転をする土地： 6 筆 計 9,550 m²</p> <p>(農業経営基盤強化促進法による所有権移転について、資料を基に説明。)</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合については、産業課より説明させていただきます。</p>
	議長	<p>分かりにくいかと思しますので、事務局にご相談いただけたらと思います。質疑を受けます。</p>
	黒木委員	<p>10 ページの さんは の方ですが、ご実家が にあるのですか。</p> <p>それから、 さんの構成員が 名となっていますが、どのような年齢構成なのか教えてください。</p>
	議長	<p>私から説明をさせていただきます。 さんにつきましては、 に さんと言うお宅があります。そこから に嫁がれました。 さんが相続権者で、不在者地主です。捕捉になります。売買価格が 10 アール当たり 円と言う所もあり、安いと感じておられると思います。私も、担当の庄倉委員と一緒に現地確認をしましたが、この辺では珍しい酷い湿田です。60 馬力のトラクターも、湿田用のコンバインも埋まってしまうそうです。構造改善してある農地ですので、土地改良区の賦課金を払わなくてはいけませんし、水利費や、草刈代もかかり、年間 円ほど支払っておられて、所有者さんは、買い手が見つかり喜んでおられました。</p> <p>の構成メンバーにつきましては、30 歳代から 50 歳代の働き盛りの方ばかりです。支援していきたいと思っています。</p>
	黒木委員	<p>ありがとうございました。</p>
	糸田委員	<p>10 ページの売買単価についてですが、双方の話し合いとか、中間管理機構のあっせんで管理機構からの提示だとか、根拠となるものがあるのですか。</p>
	議長	<p>農地中間管理機構は関係していません。先ほど説明した状況で、このまま</p>

		では耕作放棄地になってしまうような農地で、最初は無償で良いので貰って欲しいと言う事でした。無償というわけにはいかないの、さんご本人、さん、さん、さんで話し合われて、皆さんの同意の中で、この金額に決まったと言う事です。
	糸田委員	分かりました。
	田邊委員	酷い湿田と言う事ですが、さんは取得後、どのような作物を作られるのですか。構造改善をしてから飼料作物などを作られるのか、利用目的をお聞かせください。 また、売買価格 円から 円と差がありますが、条件の違いがあれば教えてください。
	局長補佐	売買価格につきまして、どのような根拠で決まったのか、筆ごとに説明をさせていただきます。 番は、谷の圃場で湿田で状態が悪いと言う事で 円でございます。 番も、同様に谷の圃場で湿田で状態が悪いと言う事で 円。 番は、 さんの単価は 円となっているようですが、大水の際には水に浸かる恐れがあると言う事で、少し安く 円。 番は、谷ではありませんが、湿田で状態が悪いと言う事で 円。 番は、谷ではありませんか、不整形な土地で状態が悪いと言う事で 円。 番は、狭小地で状態が悪いと言う事で 円。それぞれに違いにより決めておられます。
	議長	作付けについては、牧草を作付けできる状態ではありません。暗渠排水などの排水設備工事を行い、水稻の作付けをされます。日当たりも悪く、水稻しか出来ないと思います。
	田邊委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。議案第4号につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、議案第4号『農用地利用集積計画案の決定について』は議決、承認されました。
議案第5号		(産業課 前田主幹入室)
農用地利用配分計画の意見照会について	議長	議案第5号『農用地利用配分計画の意見照会について』上程いたします。提案者より説明を求めます
	局長	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたので、ご審議をお願いします。説明につきましては、産業課の前田主幹より致します。
	前田主幹	【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書14～15頁）】
	議長	質疑を受けます。
	庄倉委員	整理番号3番についてお尋ねします。新規ですが、この農地では何を作られるのか。また、今まではどのようにされていたのですか。
	前田主幹	現在も木が植わっている果樹園で、柿と梨を作られています。これまでもさんが研修として管理をされていましたが、元々はさんが管理をされていました。4筆全てさんが管理されていました。
	局長	さんですが、 を経て、今年から新しく就農と言う形です。今までは、さんが、それぞれから借りられて果樹の栽培をされていた所を、この1年ずっとさんが手がけてきていたという実態があります。それをそのまま引継ぎ、中間管理を通じて、今度は個人でやらせていただくというものでございます。

	庄倉委員	さんは、今まで利用権設定などをせずに管理をされていたのですか。
	前田主幹	その通りです。
	井田委員	ここは、 の で、団地形式でやっておりまして、土地の所有者と管理している人は違います。 さんが作る所ですが、 さんが管理をされていましたが、病気をされて規模を縮小したいと借手を探しておられたところ、ちょうど さんが手を挙げてくれました。
	議長	手続きは、どのようにされていたのですか。
	井田委員	私も聞いた話ですが、この を作った時に、その一帯を がまとめて団地形式にして、登記をせずに、管理だけを個々に配分したと聞いていますが、詳しい経緯までは分かりません。
	議長	は、個人の農地を一括でまとめて個人に配分するような中間管理機構のような権限を持っていませんし、 は農地を持つことはできませんでした。どういうことでしょうか。
	井田委員	ここは、 的な感じになっていて、 が持っています。
	議長	最初は がまとめて皆さんに配分したと言われて、次は組合を作っていたと言われ、おっしゃっていることがよく分かりません。何が本当なのか、分かる範囲で事務局から教えてください。
	局長補佐	ここは、今までは農地として登録されていなかったようで、農地台帳には登録されていませんでした。この度、 さんが借りられると言う事で、井田委員さんに現地調査をしていただきまして、農地であると確認をして、12月に認定して、初めて農地台帳に組み込みました。申し訳ございませんが、これくらいの情報しか把握しておりません。
	議長	整理番号3番につきましては、農業委員会や、産業課で、もう一度しっかりと調べていただいて、皆さんが納得いく説明をしていただきたいと思いますので、条件付許可としたいと思いますが、いかがでしょうか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと言う事で、整理番号3番につきましては、条件付許可として、来月には、皆さんが納得いく説明をしたいと思います。 整理番号1番につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、整理番号1番については、議決、承認されました。 整理番号2番は、農業委員である庄倉委員が代表をされていますので、庄倉委員は退出をお願いします。
		(庄倉委員退室)
	議長	整理番号2番につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、整理番号2番については、議決、承認されました。
		(庄倉委員入室)
議案第6号 非農地判断に係る特別委員会の結果について	議長	議案第6号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	非農地判断に係る特別委員会の結果につきまして、別紙資料のとおり、非農地判断に係る特別委員会の結果について承認を求めます。補足説明を、局長補佐より致します。
	局長補佐	別添資料の2番になります。2種類用意してございますが、ひとつは一覧と航空写真で、もうひとつは、12月16日に事前に市川職務代理、井田委員、

		私で現地確認をした写真です。詳細については担当委員さんよりお願いしたいと思います。
	議長	現地調査報告を井田委員よりお願いします。
	井田委員	12月16日に、市川職務代理、私、岩指委員、潮局長補佐で現地調査を行いました。1番は、航空写真を見てもらいますと、の所に道路がありまして、それを左に下がると集落、左に曲がるとに向かう所になります。の所をうね伝いに登った所になります。既に山林化していました。2番は、2ページの航空写真を見てもらいますとがありますが、そのすぐ下になります。ここも山林化していました。両方ともに非農地判断しました。
	局長補佐	捕捉させていただきます。写真をご覧になると分かるように、茂みをかき分けて30分かけてやっと思うことができませんでした。その為、いつもは7名のメンバーで調査に行きますが、皆で行くのは難しいと判断し、市川職務代理と井田委員に現地調査をお願いしました。岩指委員にはカメラマンとして同行していただきました。
	議長	皆様より質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第5号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』は原案どおり議決、承認されました。
		休憩（14：33～14：50）
5. 協議事項 (1) 南部町農業委員会の能率給の支給に関する規則の一部改正に対する意見聴取について	議長	協議事項に入ります。『(1) 南部町農業委員会の能率給の支給に関する規則の一部改正に対する意見聴取について』提案者より説明を求めます。
	局長補佐	別紙資料3をご覧ください。南部町農業委員会の能率給の処理に関する規則の一部改正に対する意見聴取について、お諮りするものでございます。 (以降、資料を基に説明。)
	議長	皆さん方、それぞれに色々なお考えがあると思います。多数決で決めるのならば最適化推進委員さんは議決には含まれません。あまり多数決はしたくないと思っています。このことにつきましては、私と職務代理、局長と局長補佐の執行部に一任を頂きたいと思っています。一任と言っても決定ではございません。意見具申として町長にお伝えします。一任を頂くことにご異議のある方は挙手をお願いします。 (挙手者なし) 反対者なしと言う事で、これにつきましては、執行部一任ということにさせていただきます。
6. 報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	【『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』朗読(議案書17～18頁)】 議案第4号の所有権移転に係わるものです。
	議長	ご質問はございませんか。(質問、意見等なし。)
(2) 使用貸借の合意解約について	議長	『(2) 使用貸借の合意解約について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	【『(2) 使用貸借の合意解約について』朗読(議案書19頁)】 議案第4号の整理番号2番に係わるものです。
	議長	ご質問はございませんか。
	井上委員	解約理由が分かりましたら教えてください。

	局長補佐	さんが体調を崩された為、解約されました。
	議長	他にございませんか。無いようですので報告を終わります。
(3) 令和4年南部町農地賃借料等情報について	議長	『(3) 令和4年南部町農地賃借料等情報について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	令和4年1月から12月までの間に農業委員会総会に出ました農地の賃借料をまとめて一覧にしたものです。上が令和4年の数字で、下の括弧は令和3年の数字で参考に付けています。傾向ですが、備考欄を見ていただきますと分かるように使用貸借が大半を占めています。 昨年と開きがある数字があります。これは、特殊事情で非常に高い数字が出た為です。特殊事情を載せて公表しますと、高い金額がひとり歩きして、その数字が基本になると支障が出ますので、再考して整理したものを来月の総会に出したいと思います。
	議長	昨今は乾燥代も値上がりして法人の方々は本当に苦勞をされています。農業委員会としては、情勢も踏まえて、高い金額は下げていただくような指導をしていただきたいと思います。しかし、あくまでも決められるのはご当人同士ですので、必ずということではなく指導という形をお願いしたいと思います。
令和4年度第11回農業委員会総会の日程について	議長	令和4年度第11回南部町農業委員会総会は、令和5年2月9日(木)に開催します。
その他	局長補佐	1月19日木曜日10時から、3階のまんてんホールで、令和5年農作業標準料金の策定協議会を開催しますので、御案内をさせていただいた方々はよろしくお願いたします。
8. 閉会	議長	これにて、令和4年度第10回南部町農業委員会総会を閉会致します。